

# 皆さんのごじとが決まりました

## 皆さんから出された

## 陳情

### 陳情

### 受理状況

- ▽東広島運動公園野球場建設予算案を承認しないことを求める陳情書
- ▽一市五町における遺族会の現状と「新しい市」に対する具体的要望事項の陳情書
- ▽義務教育費国庫負担制度の堅持を求める要請
- ▽国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情書
- ▽緊急地域雇用創出特別交付金の継続、改善を求める意見書採択についての陳情
- ▽小泉首相靖國神社参拝訴訟福岡地裁判決に関する要請

### 第2回定例会で可決した案件

議案	20件
承認案	8件
諮問案	1件
同意案	2件
議員提出議案	3件

## 総務委員会付託案件

### ○賀茂広域行政組合規約の変更

賀茂広域行政組合の解散に伴う事務の承継等の手続きに関し必要な事項を定めるため、同組合の規約を変更するもの。

### ○消防団員等公務災害補償条例の一部改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る補償基礎額等を引き下げるとともに、所要の規定の整備を行うもの。

### ○非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、退職報償金の支給額を引き上げるもの。

### ○税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、平成十八年度の個人の市民税の課税から老年者控除を廃止するとともに、所要の規定の整備を行うもの。

### 反対討論(要旨)

老年者控除の廃止により、これまで課税されていた人にならなくなった人が平均二万円が課税される。その人数は約二千八百人と多い。老人医療費の負担増に加えて新たな負担が増えることで、さらに生活が追い詰められていく状況になる。

## 文教厚生委員会付託案件

### ○乳幼児医療費支給条例の一部改正

広島県が行う乳幼児医療費助成制度の改正に合わせて、通院に係る乳幼児医療費の支給対象となる乳幼児の範囲を平成十六年十月一日から「〇歳から六歳までの就学前の乳幼児」に拡大するとともに、乳幼児医療費について、限度を定めて医療機関等ごとに一日につき五百円の一部負担金を受給者が支払う制度を新設するもの。

### 反対討論(要旨)

合計特殊出生率が一・二九と少子化は国全体の重大な問題である。乳幼児医療費助成制度は子どもを安心して育てていくために必要な基礎的な制度である。

対象年齢の拡大を反対するものではないが、今回の改正による個人負担は軽くない。本当に苦しむ家庭の状況を理解していない。〇歳から二歳児には医療費がより多くかかることを把握せず、医療について十分に考えているのか疑問である。

入院については、半年前に六歳児まで無料化したのが、今回の改正で市の負担を軽減させ、子育て家庭の負担を求めることになる。制度全体では前進しているとしても、これまで無料であった医療費の一部負担金を求めることに、子育てをする市民の理解は得がたい。

県内では人口比率で約七割以上の自治体が、県の制度とは異なる制度とする方針の中で、個人負担金を導入することは、福祉のまち、伸びゆくまちとしてのあり様とは考えられない。これから子どもを産む若い世代に住んでいただくために対象年齢の拡大を多少先送りしてでも、より良い制度にしていきたい。

### 賛成討論(要旨)

今回の改正は、受益と負担の関係を見直し、助成制度を安定的で持続可能な制度とするため、県の助成制度に準じて行うものである。制度改正全体では、通院対象年齢の拡大により受給者の利益となる場合が多いと言える。また、子育て支援は、総合的な対策が必要である。本年度策定する次世代育成支援行動計画を実行していくことによって、全体的に充実させていく取り組みに期待したい。また、今回の改正を見送った場合、十月一日からの実施ができず、三

歳から六歳までの通院受給者の不利益となるおそれがある。さらに、合併関係五町においても、同様の改正案が既に可決または可決予定と聞く。各町との信頼関係の保持という観点からも、改正案は可決すべきである。

市長は、今後の対応については次世代育成支援行動計画の中で十分検討すると答弁された。これは市長の子育て支援に対する積極的な姿勢の表れであると考えられる。県内の状況等も参考に総合的な検討をしていただくようお願いする。

地方の時代、本市の特徴を出して、後退する部分がないようにしていただきたい。また、合計特殊出生率が一・二九であることを重く受けとめ、子育て支援に力を入れるよう強くお願いする。

乳幼児医療費を無料化することが一番望ましいが、福山や呉では県の方針を受け入れながら年齢対象を拡大されているので、県の意向を受け入れながら前向きに考えていただきたいことをつけ加える。

### ○老人医療費助成条例の一部改正

広島県が行う老人医療費助成制度が平成二十一年九月三十日をもって廃止されることに合わせて、老人医療費助成条例の有効期限を同日までとするとともに、所要の規定の整備を行うもの。

### 反対討論(要旨)

年金が切り下げられ、国保税や介護保険料が引き上げられる中で、老人医療費の負担が増えている。こうした中で、老人医療費の助成制度を廃止することは、高齢者に大きな負担をかけることになる。

# 『市民経済委員会付託案件』

## ○町及び字の区域の廃止並びに町の区域の設定

住居表示を実施するため、平成十六年九月二十七日から、西条町大字土与丸及び大字吉行の一部の区域内の町及び字の区域を廃止し、西条土与丸三丁目、西条土与丸四丁目、西条土与丸五丁目及び西条土与丸六丁目の町の区域を新たに設定するもの。

# 『建設委員会付託案件』

## ○訴えの提起

市営伽藍住宅の入居者の一人を相手として、市営住宅を明け渡し、その滞納家賃等を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。

## ○訴えの提起

市営向原住宅の入居者の一人を相手として、市営住宅を明け渡し、その滞納家賃等を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。

## ○訴えの提起

市営新向原住宅の入居者の一人を相手として、市営住宅を明け渡し、その滞納家賃等を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。

## ○市道の路線の廃止

市道の改良工事の完成及び市道の路線の見直しにより、路線の起点及び終点の変更を行う必要が生じた三路線をいったん廃止するもの。

## ○市道の路線の認定

一般交通の用に供するため、住宅団内道路の六路線、並びに市道の改良工事の完成及び市道の路線の見直しによりいったん廃止した三路線を市道として認定するもの。

## ○請負契約の締結

公共下水道事業吉川二号汚水幹線管渠建設工事(十六一)の請負契約を締結するもの。  
契約金額 五億六九五万円  
契約の相手方 大本・上垣特定建設工事共同企業体

## ○請負契約の締結

公共下水道事業吉川二号汚水幹線管渠建設工事(十六一)の請負契約を締結するもの。  
契約金額 八億三六八五万円  
契約の相手方 戸田建設・増岡組特定建設工事共同企業体

## ○請負契約の締結

公共下水道事業飯田一号汚水幹線管渠建設工事(十六一)の請負契約を締結するもの。  
契約金額 二億五二七五五千元  
契約の相手方 株式会社伏光組東広島出張所

## ○委託契約の締結

公共下水道東広島浄化センター建設工事の委託契約を締結するもの。  
契約金額 十七億五〇〇万円  
契約の相手方 日本下水道事業団

# 『合併に関する調査特別委員会付託案件』

○東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議

○東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議

○東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議

## 合併に関する調査特別委員長報告(要旨)

これら四議案は、今定例会初日の六月十四日に本委員会に付託となり、二十五日の委員会において、執行部から詳細な説明を受ける中で、慎重に審査を進めた。

東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の廃置分合については、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を廃し、その区域を東広島市に編入することを広島県知事に申請するものである。なお、廃置分合の年月日は、平成十七年二月七日である。

一市五町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議については、五町を廃し、その区域を本市に編入することに伴う財産処分について、五町と協議するものである。協議の内容は、五町の財産を、すべて本市に帰属させるものである。

一市五町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議については、五町を廃し、その区域を本市に編入することに伴う経過措置について、五町と協議するものである。協議の内容は、議会の議員の定数及び選挙区について、東広島市議会議員の定数を、現在の東広島市議会議員の残任期間である平成十九年四月二十六日までの間に限り四十三人とし、五町の区域ごとに選挙区を設け、各選挙区において選挙すべき定数を、黒瀬町六人、福富町一人、豊栄町一人、河内町二人、安芸津町三人とするものである。また、農業委員会の委員の定数及び任期について、五町の農業委員会の選挙による委員で本市の選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を、黒瀬町四人、福富町二人、豊栄町三人、河内町三人、安芸津町三人とし、現在の東広島市農業委員会の委員の残任期間である平成十七年五月三十一日までの間、本市の農業委員会の委員として引き続き在任するものである。

一市五町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議については、五町を廃し、その区域を本市に編入することに伴い、地域審議会の設置については、五町と協議するものである。協議の内容は、五町の区域ごとに、平成十七年二月七日から平成二十七年三月三十一日までの

間、地域審議会を設置し、その所掌事務は市長の諮問に対する答申及び意見具申とし、委員の人数を十五人以上、委員の任期を二年、委員の報酬を特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例に定める日額とするなどである。

討論においては、すべての案件について、「今回の合併は国の財政的な事情による押し付けである」、「憲法の大原則である主権在民に基づき住民投票で判断を仰ぐべきである」、「合併した場合としなかった場合の十分な比較検討がされていない」、「新市建設計画に基づく財政推計について合併後十六年以降に影響が出てくるのに検討されていない」などの反対討論があった。加えて、廃置分合については、「新市建設計画について、状況の変化に対応しながら課題事項を適切に盛り込む作業がされていない」、「行政を担う組織機構をどのように配置していくのか、特に支所機能の位置づけについて骨格が示されていない」などの反対討論があった。

また、地域審議会の設置については、「新市建設計画を含め合併後の新市のあり方を本質的に協議する場合は市議会だ。地域の声を汲み上げる行政区域長制度もある。その制度の上になぜ地域審議会が必要なのか。地域住民の不満そのものを増幅しかねない」という反対討論があった。

一方、廃置分合については、「行財政制度に精通した行政が取り組み、議会も議論してきた。一市五町がこれだけの事業に取り組んで地方の時代にしようとしている」、「合併特例債や各町の借入金を含めると莫大な金額になるが、有効的な事業を行っていただきたい」、「現在の市民の不利益が生じないよう、市の基準を基に明確な指揮命令系統の下、事業の調整、執行管理に努めていただきたい」などの賛成討論があった。

採決の結果、いずれも賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

## 反対討論(要旨)

廃置分合に関連してすべての案件について、既に事業着手の予定がある重要な案件が新市建設計画に盛り込まれていない。計画を遂行して

いく新市の組織機構が示されていない。今回の合併は国が地方自治体を財政的に追い込んだことによるものだ。憲法の保障する住民投票により住民の意思が確認されていない。地域経済への影響など合併しなかった場合との十分な比較検討がされていない。地方交付税が減額され厳しい財政運営が予測される合併後十六年目以降の財政推計について検討されていない。

地域審議会の設置について、新市建設計画の執行状況や変更について協議する場合は市議会だ。市民の意見を反映する行政区長制度もある。行政も議会も一体となって新市をつくっていくためには、旧町別に地域審議会を設置して意見を聞く必要はない。

## 『即決された案件』

### ○専決処分の承認 請負契約の締結

平成十五年度街路整備事業西条中央巡回線道路改良工事(二工区)の請負契約を締結するもの。

契約金額 一億八一六五万円  
株式会社平岡建設  
契約の相手方

### ○専決処分の承認 税条例の一部改正

地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、平成十六年四月一日から施行されたことに伴い、個人の市民税の均等割について、税額を二千五百円から三千円に引き上げ、納税義務のある夫と生計同一の妻に対する非課税措置の廃止を行うとともに、非課税限度額の算定について、控除対象扶養親族等がある場合に加算する額の引き下げなどを行うもの。

### ○反対討論(要旨)

改正により課税対象者が増え、低所得者も課税対象になる。さらに負担を求めることは、景気回復を一層遅らせることにつながる。消費者の懐を温める施策を行うべき時期に市民税額を引き上げるべきではない。

### ○専決処分の承認 都市計画税条例の一部改正

地方税法の一部が改正され、平成十六年四月一日から施行されたことに伴い、条例において引用している地方税法の条項等を整備するもの。

### ○専決処分の承認 国民健康保険税条例の一部改正

地方税法の一部が改正され、平成十六年四月一日から施行されたことに伴い、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の課税の特例に関する規定について所要の規定の整備を行うもの。

### ○専決処分の承認 平成十五年度一般会計補正予算(第六号)

増額 一億四七〇六万八千円  
総額 三億二億四〇五万六千三百円  
地方債の追加発行や財源更正などによるもの。

### ○専決処分の承認 平成十六年度西条第一土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

増額 四六九八万一千円  
総額 四億二〇五万三千円  
前年度の会計において会計年度経過後に歳入が歳出に不足したため、平成十六年度の歳入を繰り上げて充用するもの。

### ○専決処分の承認 平成十六年度東広島駅前土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

増額 二二二万二千元  
総額 六億三八八万七千九百円  
前年度の会計において会計年度経過後に歳入が歳出に不足したため、平成十六年度の歳入を繰り上げて充用するもの。

### ○専決処分の承認 平成十六年度老人保健特別会計補正予算(第一号)

増額 一億二六八二万七千円  
総額 八九億四三三万六千円

前年度の会計において会計年度経過後に歳入が歳出に不足したため、平成十六年度の歳入を繰り上げて充用すること等によるもの。

### ○人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること

東広島市八本松町大字原六九五番地の二 隠善 博孝

### ○公平委員会委員の選任の同意

広島市佐伯区三筋二丁目七番四二号 大原憲太郎

### ○教育委員会委員の任命の同意

東広島市高屋町大字杵原一五六三番地の一 島崎 耕次

## 議員提出議案

## 可決

### ○義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出(要旨)

地方自治体が財政状況に左右されることなく自主性を発揮し、特色ある教育を推進するため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう求める意見書を地方自治法第九十九条の規定により政府に提出するもの。

### ○議員派遣

地方自治法第百条第十二項及び会議規則第百五十六条の規定により、姉妹都市訪問、全国市議会議長会欧州都市行政視察、全国都市問題会議、市町村議会議員特別セミナーに議員を派遣するもの。

### ○地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出(要旨)

住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革となるよう、地方の実情等を十分踏まえ、地方交付税制度の堅持と総額確保、基幹税となる税源移譲の早期実現、地方への負担軽減なき国庫補助負担金の廃止・縮減などを

要望する意見書を地方自治法第九十九条の規定により政府及び国会に提出するもの。

## 『新しい副議長』

平成十六年第二回定例会において、村主武彦副議長の辞職が許可され、副議長選挙の結果、上田 廣議員が副議長に当選されました。

第二十六代副議長

上田 廣



### 永年在職議員の表彰

- 中国市議会議長会表彰  
議員在職十二年以上 鷲見 侑
- 正副議長在職六年以上 木原 亮二
- 全国市議会議長会表彰  
議員在職二十五年以上 木原 亮二

## 「市議会だより」に関するアンケート調査について

本市議会では、七月から八月にかけて無作為に抽出した一、〇〇〇人の方を対象に「市議会だより」に関するアンケート調査を行いました。調査の目的は、「市議会だより」をより充実したものにすることです。調査に御協力いただき、お礼申し上げます。

現在、調査票の取りまとめを行っています。皆様の御意見を参考にし、より充実した「市議会だより」の編集に向けて検討をしていきますので、今後も御意見等がありましたらお寄せください。御協力をお願いします。